

○安芸市ふるさとワーキングホリデー事業費補助金交付要綱

令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号。以下「規則」という。）の規定に定めるもののほか、安芸市ふるさとワーキングホリデー事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、高知県外在住者が安芸市内において一定期間滞在し、本市の基幹作物である柚子の栽培に従事しながら地域での暮らしを体験することで、移住のきっかけづくりを推進するとともに、受入事業者の労働力確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安芸市ふるさとワーキングホリデー事業 県外在住者が市内の受入事業者のもとで一定期間就業し、地域住民との交流や学びの場を通じて地域の暮らしを体験することをいう。
- (2) 参加者 現に県外に住所を有し、安芸市ふるさとワーキングホリデー事業に参加する者で、地域との関わりを深める意思がある者又は安芸市への移住を検討している者をいう。
- (3) 受入事業者 市内の園地で生業として柚子栽培に取り組む個人又は法人
- (4) 市内宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む市内の施設をいう。

(補助対象者等)

第4条 第2条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の補助金の交付の対象となる者、補助対象経費及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の会計年度の補助金の交付は、参加者1人につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安芸市ふるさとワーキングホリデー事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理し、その内容が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、安芸市ふるさとワーキングホリデー事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、安芸市ふるさとワーキングホリデー事業費補助金交付請求書(様式第3号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は前項の請求を受け取ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責めに帰することのできない事情があると市長が認める場合については、この限りでない。

(1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該補助事業者に対し、既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

(実地検査等)

第9条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(情報の開示)

第10条 この補助金に関して、安芸市情報公開条例(平成11年条例第2号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条に規定する公開をしてはならない情報以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第8条、第9条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

補助対象者	補助対象経費		補助金の額	備考
	経費区分	内容		
参加者	宿泊費	安芸市ふるさとワーキングホリデー事業により安芸市に滞在する期間中に宿泊する市内宿泊施設の実費額 ただし、宿泊費に含まれる飲食代は補助対象外とする	日額5,000円 ただし、150,000円（30日分）を限度とする。	安芸市ふるさとワーキングホリデー事業宿泊証明書を添付すること。
	交通費	安芸市ふるさとワーキングホリデー事業により、市内の移動にかかる公共交通機関等（鉄道、バス、レンタカー及び自家用車）を利用した実費額	15,000円を限度とする。 （自家用車を利用した場合の経費は、市内の所在地から勤務地までの距離を算出し、1kmあたり37円を乗じた額とする。）	安芸市ふるさとワーキングホリデー事業交通費精算書に、公共交通機関等を利用した日や区間等が記載されている領収書等を添付すること。
受入事業者	作業着等購入費	受入事業者が負担する参加者のための作業着等購入費の実費額	一人あたり10,000円を限度とする。	領収書等を添付すること。
	労災保険料等	受入事業者が負担する参加者の労災保険料や雇用保険料の実費額	一人あたり9,000円を限度とする。	領収書等を添付すること。

備考

- 1 宿泊費の補助金額は、補助対象経費の額又は日額に宿泊日数を乗じて得られた額のいずれか少ない額とする。

- 2 補助対象となる交通費については、最も経済的かつ合理的な経路により算出した額とする。
- 3 申請者がこの要綱以外の制度により補助を受けている場合は、本補助金の対象としない。
- 4 補助金額は、経費区分毎の補助金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第2（第8条関係）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 暴力団（安芸市暴力団排除条例（平成23年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 |
|---|